



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 新たに生じた土地の確認（市町村課） 1
- 字の区域の変更・2件（市町村課） 1
- 肥料の登録（営農支援課） 4
- 区営土地改良事業施行の認可・2件（村づくり計画課） 4
- 県営土地改良事業計画の決定・3件（村づくり計画課） 4
- 市営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 5
- 市営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） 5
- 民有保安林の指定の解除の予定・3件（森林緑地課） 6
- 民有保安林の指定の解除・4件（森林緑地課） 6
- 漁業損害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） 7
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） 7
- 公有水面埋立しゅん功認可（港湾課） 8

公 告

- 貸金業者の業務の停止（県民生活課） 9
- 所在不明の貸金業者の公告（県民生活課） 9

告 示

沖縄県告示第690号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、糸満市長から同市の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨の届出があった。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 土地の所在 糸満市字糸満南組1943番に接する無地番地及び1943番65の地先公有水面埋立地
- 2 地積 4,176.82平方メートル

沖縄県告示第691号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、糸満市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

糸満市字糸満南組1943番に接する無地番地及び1943番65の地先公有水面埋立地4,176.82平方メートルを字糸満南組の区域に編入し、その区域を変更する。

沖縄県告示第692号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、嘉手納町の区域内の別図1に示す字の区域を別図2に示すとおり変更する旨、同町長から届出があった。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

別図1

嘉手納町 新町・ロータリー地区第二種市街地再開発事業
字の区域の変更図（変更前）



この図面は平成18年6月22日現在の不動産登記法第14条第1項の
地図（第4項の地図に準ずる図面）に基づくものです。

沖縄県告示第693号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	生産業者		登録年月日
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第240号	消石灰	消石灰（特号）	アルカリ分89.5	拓南製鐵株式会社	沖縄県那覇市壺川3丁目2番地4	平成18年 9月29日

沖縄県告示第694号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 土地改良事業を行う者の名称 名蔵川土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 平地原地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・暗きょ排水・農業用道路）
- 3 認可年月日 平成18年10月10日

沖縄県告示第695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 土地改良事業を行う者の名称 宮良川土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 宮良川9期地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成18年10月10日

沖縄県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、高田地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月23日から同年11月20日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、マクソコ地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月23日から同年11月20日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、福北地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月23日から同年11月20日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮古島市長から協議のあったカギモリ地区土地改良事業（区画整理）の施行について、平成18年10月10日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成18年10月23日から同年11月23日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第700号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、宮古島市から宮古島市内浜地区（市営基盤整備促進事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県告示第701号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡国頭村字楚洲伊江原7番1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第702号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字謝名堂ンマクシカ原971番1・972番1・972番2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第703号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡久米島町字真我里マガイ底原413番1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - 3 解除の理由 漁港施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第704号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 名護市字源河柚山2575番（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 解除の理由 気象観測施設用地とするため
 - 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所 名護市字源河柚山2575番（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
(3) 解除の理由 気象観測施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第705号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡北大東村字中野31番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第706号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市城辺字福里東嶺原244番6・北川久道245番7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県宮古支庁農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市城辺字西里添溝原93番4
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

沖縄県告示第708号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
宜野座村加入区	定置漁業	宜野座村字漢那1766番地の1 島袋弘 宜野座村字漢那1766番地の1 島袋博幸

沖縄県告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び八重山支庁土木建築課において、平成18年10月20日から同年11月2日まで一般の縦覧に供する。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白浜南風見線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
旧	竹富町字南風見仲61番64から 竹富町字南風見仲7番17まで	18.9m ~ 29.9m	141.4m
新	竹富町字南風見仲61番64から 竹富町字南風見仲7番17まで	18.9m ~ 29.9m	141.4m
	竹富町字南風見仲61番64から 竹富町字南風見仲7番17まで	8.3m ~ 37.7m	132.7m

沖縄県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成18年10月20日から同年11月2日まで一般の縦覧に供する。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護運天港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区 間	敷地の幅員	延 長
旧	今帰仁村字仲宗根118番1から 今帰仁村字仲宗根626番2まで	7.8m ~ 56.7m	1,701.9m
新	今帰仁村字仲宗根118番1から 今帰仁村字仲宗根626番2まで	7.8m ~ 56.7m	1,685.0m
	今帰仁村字仲宗根118番1から 今帰仁村字仲宗根626番2まで	13.8m ~ 102.6m	823.9m

沖縄県告示第711号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成18年10月20日

船浦港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成18年10月6日 沖縄県指令土第966号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 認可を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 稲嶺恵一
- 3 埋立区域

- (1) 位置 沖縄県八重山郡竹富町字上原船浦1003番2の土地に接する無地番地の地先公有水面
- (2) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線、⑯の地点と⑳の地点を結ぶ平成3年7月2日付け沖縄県告示第541号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（D. L. +1.81メートルにより決定）、㉑の地点と㉒の地点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位（D. L. +1.72メートル）における公有水面と既設擁壁との境界線、㉓の地点と㉔地点を結ぶ昭和55年1月14日付け沖縄県告示第19号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（D. L. +1.51メートルにより決定）及び①の地点と㉕の地点とを結ぶ平成14年の秋分の満潮位（D. L. +1.72メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点（吉（2））友利山（北緯24度24分17秒4809、東経123度48分07秒0068）から88度00分04秒992.294メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から105度46分20秒19.664メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から15度37分11秒9.980メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から285度40分11秒0.400メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から15度40分18秒2.099メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から105度04分45秒0.400メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から15度48分12秒27.929メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から286度07分21秒0.400メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から16度07分18秒2.100メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から106度23分51秒0.400メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から15度46分37秒27.937メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から286度59分13秒0.400メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から16度10分26秒2.100メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から112度20分00秒0.400メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から15度46分59秒12.030メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から285度47分11秒2.970メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から15度46分29秒0.600メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から285度46分53秒6.482メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から15度47分28秒0.816メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から286度12分12秒35.467メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から199度09分52秒77.032メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から112度23分40秒29.608メートルの地点

(3) 面積 3,945.26平方メートル

4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成15年2月26日 沖縄県指令土第304号

5 関係図書を閲覧することができる市町村名 竹富町

公 告

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定により、貸金業者の業務を次のとおり停止した。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 商号又は名称 丸中商事
- 2 氏名又は代表者の氏名 小林なぎさ
- 3 主たる営業所等の所在地 沖縄県浦添市宮城四丁目8番10-301号シャトーレ幸
- 4 登録番号 沖縄県知事（1）第03840号
- 5 登録年月日 平成16年3月10日
- 6 行政処分の年月日 平成18年10月10日
- 7 行政処分の内容 貸金業に関する業務の全部の停止30日間（平成18年10月15日から同年11月13日まで）。ただし、弁済の受領及び裁判上の債権の保全行為を除く。

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、同法第3条第1項の規定による貸金業者の登録を次のとおり取り消した。

平成18年10月20日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

- 1 (1) 商号又は名称 エイブルファイナンス

- (2) 氏名又は代表者の氏名 伊山元
(3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県浦添市仲間三丁目23番11-104宮城アパート
(4) 登録番号 沖縄県知事(N1)第03780号
(5) 登録年月日 平成15年10月20日
(6) 行政処分の年月日 平成18年10月10日
- 2 (1) 商号又は名称 ベストワーク
(2) 氏名又は代表者の氏名 兼田茂貴
(3) 主たる営業所等の所在地 沖縄県沖縄市字美里1359番地リベロハウスT302号
(4) 登録番号 沖縄県知事(1)第03827号
(5) 登録年月日 平成16年3月1日
(6) 行政処分の年月日 平成18年10月10日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	---